

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（193台）

- ア 追分駅前自転車等駐車場 46台
- イ 追分駅東自転車等駐車場 1台
- ウ 上飯島駅前自転車等駐車場 6台
- エ 土崎駅前自転車等駐車場 26台
- オ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 29台
- カ 新屋駅前自転車等駐車場 24台
- キ 牛島駅西自転車等駐車場 6台
- ク 牛島駅東自転車等駐車場 8台
- ケ 下浜駅前自転車等駐車場 1台
- コ 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 4台
- サ 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 2台
- シ 泉駅前広場第一自転車等駐車場 7台
- ス 泉駅前広場第二自転車等駐車場 10台
- セ 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 2台
- ソ 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 5台
- タ 秋田駅西地下自転車等駐車場 8台
- チ 秋田駅東自転車等駐車場 8台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和 7 年 5 月 26日および同月 27日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和 7 年 6 月 6 日から同年 12 月 6 日まで（ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請
書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所
有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引
取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766